

盛岡市立玉山小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関の協力を得ながら、社会総がかりで対峙するということが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校では、学校教育目標に掲げる『豊かな心で 思いやりのある子ども』を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、人間関係のトラブルを端緒としているため、加害側・被害側の両方の児童生徒並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの態様

【物理的な攻撃】

- ・ 遊びのふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 隠されたり壊されたり等、金品に異状を与えられる

【心理的な攻撃】

- ・ 仲間はずれ、無視
- ・ 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする
- ・ パソコンや携帯電話等での誹謗中傷

II いじめの未然防止のための取組

1 認め合える雰囲気のある学校・学級・授業づくり

学校生活の大半を占める授業時間を中心に、人権尊重の意識をもって認め合える雰囲気のある集団作りの上に、全ての教育活動を行う。

2 自己有用感を獲得できる諸活動の工夫

運動会や学習発表会等の行事はもとより、異学年交流や社会福祉体験等を通して、他者との絆づくりを進め、自分が集団の役に立っている、周囲から認められている等、自己有用感、自己肯定感を高める活動を行う。

・学校行事 ・委員会活動 ・全校活動 ・社会福祉体験

3 児童の意識向上

- ・ 児童自らが「いじめは許されない」という意識をもち、意図的なものでなくても他者を傷つけてしまうことが誰にでもあることを理解する。
- ・ 自分も友達も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接しようとする意識をもたせる。
- ・ 児童会活動として、いじめの防止のためにどのように関わっていくか、児童主体で考える活動に取り組む。
- ・ 学校生活における課題を話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力・コミュニケーション能力の育成を図る。

4 教職員の対応

全教職員で全校児童を指導する意識をもち、いじめの防止や早期発見に努めると共に、いじめ問題に対して組織的に対応をする。

※ いじめ問題に対する意識向上のため、全教職員が『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』で確認する。(年度はじめ)

III いじめの早期発見のための取組

1 児童の些細な変化を見逃さない

2 定期的な教育相談の実施

- ・ 「相談の日」、いじめアンケート、心のチェックシート「いまのきもち」
- ・ 生活アンケート 各学期1.回ずつ

3 児童の変化を共有する

職員会議における情報交換以外にも、児童の情報を共有する。

4 記録の引き継ぎ・保存をする

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめの疑い・発見・通報を受けた際の対処

- ① 情報収集・客観的事実の確認
- ② 組織的対応（生徒指導委員会で、対応方針を決め、役割分担をする）
- ③ 当事者（被害・加害児童）からの事実確認



《指導・支援体制》

- ・ 学校いじめ防止対策委員会
（管理職・生徒指導主事・担任・養護教諭）
- ・ 教育委員会への報告・連絡・相談
- ・ 専門機関への相談

《児童への指導・支援》

- ・ 被害児童に寄り添い支える支援
- ・ 加害児童への支援・指導
- ・ 周囲の児童への指導

《保護者との連携》

双方の保護者と面談し、事実と指導について伝え、今後の対応について協議する

2 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- (2) 学級で話し合いをするなどして、いじめは絶対許されない行為であり、学校から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、教職員全員で支援する。

3 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、家庭の協力を求める。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態発生（疑い）の報告 → 学校設置者（盛岡市教育委員会）へ
- (2) 事実関係の調査結果の報告 → 学校設置者・児童と保護者へ

3 重大事態の調査

- (1) いじめ問題対策委員会を中心に、全教職員体制で事実関係を速やかに明確にする。
- (2) 重大事態の性質・場合に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を図る。
- (3) 被害児童・保護者に対して調査方針の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(個人情報に配慮する)
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) いじめ問題対策委員会で、再発防止策をまとめ、学校をあげて再発防止に取り組む。